

安全保障理事会議長声明

「子どもと武力紛争」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年6月17日に開催された、安全保障理事会の第6980回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争に関する事務総長の第12回報告書（S/2013/245）およびそこに含まれた勧告並びに同報告書に言及された前向きな進展に感謝しつつ留意し、そしてそこに反映された子どもと武力紛争に関する安保理諸決議および議長諸声明の実施において継続している課題に留意する。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任そしてこの点について子どもに対する武力紛争の広範な影響に対処する安保理の公約をくり返し表明する。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者による子どもの勧誘および使用に関与する適用可能な国際法のあらゆる違反並びに武力紛争の当事者による子どもの再勧誘、殺害や傷害、レイプや他の性的暴力、拉致、学校または病院に対する攻撃および人道的接近の拒否に安保理の等しく強い非難を更にくり返し表明する。安保理は、武力紛争の状況において子どもに対して行われた、国際人道法、人権法および難民法を含む国際法のあらゆる他の違反を非難する。安保理は、全ての関連当事者が直ちにそのような実行に終わりをもたらすそして子どもを保護するための特別な措置を講じることを要求する。

安全保障理事会は、武力紛争により影響を受けた全ての子どもに保護および援助を提供する政府の主要な役割を強調し、そして監視および報告制度の枠内で国際連合組織により取られた全ての行動は、国の政府の保護および生活復帰の役割を支援するためまた適切な場合には補完するため計画されなければならないことをくり返し表明する。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書における状況に対する言及は、ジュネーブ諸条約およびその追加議定書の文脈内での法的決定ではないことおよび非国家当事者に対する言

及はその法的地位に影響しないことに留意する。

安全保障理事会は、子どもに対して行われた暴行と虐待を防止することおよび対応することにおいてなされた進展、特に武力紛争の当事者により署名されたかまたは交渉中の行動計画および動員を解除され、生活に復帰した社会復帰した多数の子どもの数が増えていることに関する進展を歓迎する。

安全保障理事会は、問題についての安保理決議を公然と無視して武力紛争の状況において子どもに対する暴行と虐待を行うことに固執している実行者の大きな数が続いていることについて引き続き強く懸念している。安保理は、執拗な犯罪者を効果的に扱う安保理の公約を強調し、そしてこれに関連して、安保理決議 1998 (2011) と 2068 (2012) に従って武力紛争の状況において子どもに対して行った暴行と虐待の執拗な犯罪者に対する圧力を増すための選択肢についての子どもと武力紛争に関する安保理作業部会による現行の審議を歓迎する。

安全保障理事会は、子どもに対して行われた暴行と虐待を防止しまた停止させる具体的な期限を定めた行動計画の重要性を強調し、また更なる遅滞なくそして子どもと武力紛争のための特別代表事務所と共同して、適用可能な国際法に違反して、子どもの勧誘と使用、子どもの殺害と傷害の様式、学校および/または病院の繰り返される攻撃、学校および/または病院に関係した保護された人に対する繰り返される攻撃または攻撃の脅し、並びに子どもに対するレイプおよび他の性的暴力を停止させるために行動計画を準備しまた実施することを、まだそのようにしていない子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付書類に掲載された武力紛争の当事者への安保理の求めをくり返し表明する。

安全保障理事会は、子どもに対して行われた他の全ての暴行や虐待に対処しまたこれに関連して具体的な誓約や措置を行うという子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付書類に掲載された全ての当事者に対する安保理の求めをまたくり返し表明する。

安全保障理事会は、加盟国に対し、監視と報告に関する国際連合国レベル・タスクフォースおよび国際連合国別現地チームと密接に協議して、期限を定めた行動計画の策定と実施および子どもの保護と武力紛争に関する義務と公約の国際連合国レベル・タスクフォースによる再検討と監視を促進する方法を案出することを奨励する。

安全保障理事会は、武力紛争により影響を受けた子どものより良い保護のための国レベルでの関係政府と国際連合との間の関与が増えていることを歓迎し、そして子ども保護の公約について議論しそしてフォローアップするため、また行動計画実施を促進するため、政府との提携のための成功した枠組としての閣僚間委員会の価値に留意する。

安全保障理事会は、充分なまた持続的な資源は、武力紛争により影響を受けた子ども達の保護努力、特に時宜を得た行動計画の実施にとって、決定的であることを認識する。安保理は、事務総長特別代表に対し、資金調達格差、とりわけ行動計画と関連した監視の時宜を得たそして持続可能な資金調達に対処するため、支援団体のコミュニティを連立する方法を案出することを要請し、そして二国間および国際的な協力機関に対し、資金援助とこれに関連した能力構築を提供することを奨励する。

安全保障理事会は、安保理決議 1539 (2004)、1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) そして 2068 (2012) の関連する条項を考慮しつつ、子どもに対して行われた暴行および虐待の執拗な犯罪者に対して、対象を特定したまた段階的な措置を採用し、そして関連する制裁体制の職務権限を制定し、修正または更新する時、武力紛争における子どもの権利と保護に関する適用可能な国際法に違反した活動に従事する武力紛争当事者に関係がある条項を含むことを審議する安保理の用意をくり返し表明する。安全保障理事会は、その関連制裁委員会に対し、同委員会の活動に関係するであろう、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表の職務権限に関係がある具体的な情報について同委員会に説明するため同特別代表を招請することを続けることを奨励し、そして制裁委員会に対し、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の関連する勧告を肝に銘じることを奨励し、また事務総長特別代表に対し、事務総長報告書に含まれた具体的な情報を関連する制裁委員会専門家集団と共有することを奨励する。安保理は、子どもと武力紛争に関する安保理作業部会と関連する制裁委員会並びにその専門家集団との間で、武力紛争下の子どもに対して行われた暴行と虐待に関する関係する情報の強化された交換を更に要請する。

安全保障理事会は、刑事責任の免除を終わらせることおよび実行者の責任を問うことは、子どもに対して行われた暴行と虐待を停止させることまた予防することにおける決定的な要素であることを強調しそして、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および子どもに対して実行された他の並はずれてひどい犯罪に責任を有するものの責任を問うことを含む、これに関連した国家の主要な責任を想起する。安全保障理事会は、能力および資源の欠如が、武力紛争の状況において子どもに対する犯罪の申し立て

られた実行者を効果的に訴追する国の当局の取組を邪魔することを認識する。安全保障理事会は、関連する国際連合組織並びに加盟国に対し、捜査および検察の能力構築を含む、国の責任追及制度を強化する取組を支援することを求める。

安全保障理事会は、刑事責任の免除に対する戦いとジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および子どもに対して実行された他の並はずれてひどい犯罪に対する責任追及を確保することは、国際的な司法制度、アドホックおよび混合裁判所並びに国内裁判所の特別法廷においてこれらの罪についての活動および起訴を通して強化されてきたことを更に強調する。安全保障理事会は、そのような罪に責任を有するものの責任を問うことに向けた、ローマ規程に定められた国の刑事管轄権に対する補完性の原則に従った、国際刑事裁判所の貢献をこれに関連して強調する。これに関連して安全保障理事会は、国家の各々の義務に従って、これらの裁判所や法廷との国家の協力の重要性についての安保理の求めをくり返し表明する。

安全保障理事会は、和平交渉中の子どもの保護問題について軍隊および武装集団が関与することの重要性を強調しそして加盟国、国際連合組織および他の関係当事者に対し、以前軍隊または武装集団に関係を有していた子どもの解放および社会復帰に関するものを含む、子ども保護条項が、全ての和平交渉と和平合意に統合されることを確保することを求める。

安全保障理事会は、加盟国、平和構築委員会を含む国際連合組織および他の関係当事者に対し、復旧および復興計画立案、計画および戦略が、武力紛争の影響を受けた子どもに関する問題に優先順位をつけることを確保することを求める。

安全保障理事会は、安保理の関連する国を特定した決議に一致してまた武力紛争により影響を受けた子どもの権利と福祉の保護の主流化に関する平和維持活動局（DPKO）の政策指導に従って、展開された平和維持活動、平和構築活動および政治活動において子ども保護顧問が果たしてきた重要な役割を再確認し、そしてこれに関連して、子ども保護顧問の首尾一貫した展開を確保することを含む、関連する国際連合の平和維持活動、平和構築活動および政治活動の全ての職務権限に子ども保護の規定を更に強化する安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、安保理決議 1612（2005）、1882（2009）そして 1998（2011）により要請された

監視および報告制度の継続的な強化を歓迎し、そして子どもに対して行われた暴行と虐待に関する情報の収集における、行動計画の準備と実施における並びに子どもと武力紛争に関する安保理作業部会の結論の実施における、現場レベルでの UNICEF および他の国連組織の役割を賞賛する。これに関連して、安保理は、事務総長に対し、適切な子ども保護の専門知識が、子どもと武力紛争に関する事務総長の年次報告書の添付書類に掲載された状況における駐在調整官に利用可能であることを確保することを更に奨励する。

安全保障理事会は、国の具体的状況に関する全ての事務総長報告書において、子どもと武力紛争の問題が報告書の具体的な側面として含まれることを確保するという事務総長に対する安保理の要請をくり返し表明し、そして安保理の議事日程議題でこれらの状況を扱う時、関連する安全保障理事会決議および子どもと武力紛争に関する安保理作業部会の勧告の実施を含む、そこに規定された情報に安保理の十分な注意を払い、並びに安保理が関連する現地訪問を行う時、子ども保護問題に具体的な注意を払う安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、地域的および準地域的機構並びに取極が関係する価値ある貢献が、武力紛争に影響を受けた子どもの保護のために行われことを認識する。これに関連して、安全保障理事会は、子ども保護の継続した主流化をこれらの機構や取極の政策提言、政策、計画および任務の計画立案並びに要員訓練の中に入れそしてその平和維持活動および現場活動に子ども保護職員を含めること並びに子ども保護のフォーカルポイントの任命を通したものを含む、子ども保護制度の、事務局内での設置を奨励する。

安全保障理事会は、関連する安全保障理事会決議に従って、武力紛争の状況での子どもの保護のための職務権限を実施することにおける子どもと武力紛争のための事務総長特別代表の重要な役割並びに現場レベルでの国際連合協力機関間のより良い調整を促進すること、国際連合と関係政府間の協力を促進すること、行動計画を交渉することによるものを含む関係政府と武力紛争の当事者との対話を高めること、誓約を保証すること、適切な対応制度を提言することおよび注意を確保することにおける同代表の現地訪問の重要性そして子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の結論と勧告のフォローアップを強調する。

安全保障理事会は、見解の交換を可能とするため、作成された一覧表から削除する過程と進展に関する

る問題点について安全保障理事会に説明するため、子どもと武力紛争の事務総長特別代表に対する安保理の招待を想起する。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争に関する安保理作業部会の持続的な活動を賞賛し、そして安保理決議 1612（2005）およびその後の諸決議に一致した時宜を得た結論と勧告を採択することを続けることの重要性を強調する。なおその上に安保理は、安保理作業部会に対し、法令遵守を高めることについての現行の議論に照らしてその道具一式（S/2006/724）を十分に活用すること、そしてこれに関連して、執拗な犯罪者の問題と行動計画の実施を審議することを続けることを招請する。

安全保障理事会は、今日までの子どもと武力紛争に関する安保理決議および議長声明に対する尊重と履行並びに武力紛争の影響を受けた子どもの保護についての他の国際的公約と義務の尊重を確保する安保理の決意をくり返し表明する。